

一律排水基準（その他の項目）

項 目		許 容 限 度
pH（水素イオン濃度）	河川、湖沼	5.8～8.6
	海 域	5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）		最 大 160 mg/L
		日間平均 120 mg/L
COD（化学的酸素要求量）		最 大 160 mg/L
		日間平均 120 mg/L
SS（浮遊物質質量）		最 大 200 mg/L
		日間平均 150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜鉛含有量※		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガ含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌数		日間平均 800 CFU/ml
窒素含有量※		最 大 120 mg/L
		日間平均 60 mg/L
リン含有量※		最 大 16 mg/L
		日間平均 8 mg/L

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排出水に適用される。

注3 窒素及びリンの適用水域

(1) 窒素

- ・ 海域 八代海、鹿児島湾、名瀬港、中甕浦、焼内湾、久慈湾及び篠川湾、薩川湾、諸鈍湾、三浦湾、笠利湾
- ・ 湖沼 鶴田ダム貯水池（さつま町他）

(2) リン

- ・ 海域 八代海、鹿児島湾、名瀬港、中甕浦、焼内湾、久慈湾及び篠川湾、薩川湾、諸鈍湾、三浦湾、笠利湾
- ・ 湖沼 輝北ダム貯水池（鹿屋市）、高隈ダム貯水池（鹿屋市）、高松ダム貯水池（阿久根市）、高川ダム貯水池（出水市）、西京ダム貯水池（西之表市）、清浦ダム貯水池（薩摩川内市）、永吉ダム貯水池（日置市、鹿児島市）、中岳ダム貯水池（曾於市）、竹山ダム貯水池（霧島市）、市来ダム貯水池（いちき串木野市）、串木野ダム貯水池（いちき串木野市）金峰ダム貯水池（南さつま市）、大川ダム貯水池（奄美市）、須野ダム貯水池（奄美市）、川辺ダム貯水池（南九州市）、鶴田ダム貯水池（さつま町他）、神嶺ダム貯水池（徳之島町）、南部ダム貯水池（天城町）、伊仙中部ダム貯水池（伊仙町）
池田湖（指宿市）、鰻池（指宿市）、蘭牟田池（薩摩川内市）、鋤崎池（薩摩川内市）

※ 一部業種に暫定排水基準が適用される。

(令和7年4月1日現在)

暫定排水基準（その他の項目）

○亜鉛含有量に係る暫定排水基準

適用期間：R6.12.11～R11.12.10（5年間）

(単位：mg/L)

業種その他の区分	暫定排水基準		(参考) 一般排水基準
	許容限度	日間平均	
電気めっき業	4		2

○海域の窒素含有量・燐含有量に係る暫定排水基準

適用期間：R5.10.1～R10.9.30（5年間）

(単位：mg/L)

項目	業種その他の区分	暫定排水基準		(参考) 一般排水基準	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
窒素含有量	天然ガス鉱業	160	150	120	60
	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。）	130	110		
	酸化コバルト製造業	200	100		
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100	3,100		
燐含有量	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。）	22	18	16	8